

国立研究開発法人国立成育医療研究センターにおける
コインランドリー設置・運営にかかる公募

国立研究開発法人国立成育医療研究センターの入院患者等の療養環境等の充実を図ること等を目的にコインランドリー設置し、運営する者を公募しますので、応募者は次のとおり企画書等を提出願います。

令和6年7月3日

国立研究開発法人国立成育医療研究センター
理事長 五十嵐 隆

1. 事業概要

(1) 事業名

国立研究開発法人国立成育医療研究センターにおけるコインランドリー設置・運営

(2) 運営内容

コインランドリーを設置し運営する者（以下「運営者」という。）は、国立研究開発法人国立成育医療研究センター（以下「当センター」という。）が指定する建物の一部を借り受け（以下「貸付契約」という。）、必要な機器の設置等を行い、コインランドリーを運営する。

(3) 貸付契約

貸付期間は令和6年10月1日から令和13年9月30日とし、契約期間の満了をもってコインランドリーの設置・運営は終了する。

2. 応募資格、及び企画書評価基準

(1) 次の①、②及び③のいずれにも該当しない者であること。

- ① 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

なお、期間等については国立研究開発法人国立成育医療研究センター理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間等を適用する。

- 一 契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者。
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者。
 - 三 運営予定者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者。
 - 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者。
 - 六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
 - 七 前各号に類する行為を行なった者。
- ③ ②に該当する者を入札代理人として使用する者。
- 一 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。（近年2カ年

- の財務諸表を提出すること。)
- 二 不正及び不誠実な行為がないこと。
 - 三 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。

(2) 企画書の評価基準

- 一 経営状況
- 二 機器の性能・利用料金等
- 三 メンテナンス
- 四 苦情処理体制
- 五 売上手数料
- 六 従業員の教育
- 七 機器設置等のスケジュール
- 八 特記事項やアピールポイント
- 九 ワーク・ライフ・バランス等推進の取り組み

(3) 現場調査

応募者は令和6年7月3日9時00分から令和6年8月15日12時00分までにコインランドリー設置・運営場所の調査を行うこと。なお、3(1)に記載の担当係に、令和6年8月14日17時00分までに調査の申し入れを行うこと。また、調査可能な時間は（但し土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日9時00分から12時00分又は13時00分から17時00分まで）

3. 応募方法等

(1) 応募に関する担当係

〒157-8535 東京都世田谷区大蔵2-10-1
国立研究開発法人国立成育医療研究センター 財務経理部 施設整備課 北野
・清水
電話03-5494-7613（直通）
[メールアドレス nyusatsu@ncchd.go.jp](mailto:nyusatsu@ncchd.go.jp)

本件公募に質問がある場合においては、令和6年8月15日(木)17時00分までに上記メールアドレス宛にメールにて送付すること。
質問に対する回答は、令和6年8月16日(木)12時00分までにメールにて回答する。

(2) 企画書作成にかかる説明書の配布

①配布期間

令和6年7月3日(水)から令和6年8月14日(水)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く9時00分から12時00分又は13時00分から17時00分までの間とする。)

②配布場所

(1)に同じ

(3) 企画書等の提出期限、場所及び方法

①提出期限

令和6年8月16日(火)17時00分

②提出場所及び方法

(1)のメールアドレス宛にMicrosoft Excel、word 及び Powerpoint または PDFの形式により送付すること。

(4) 運営者の選定

令和6年8月21日(水)に当センター評価委員により運営者の選定を行う。選定結果は令和6年8月28日(水)までに通知書により通知する。

(5) 非選定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- ① 選定されなかった者は、質問書(様式は自由)によりその理由について説明を求めることができる。
- ② 質問書の提出期限、場所及び方法
提出期限 令和6年9月2日(月)17時00分 ただし、休日は受付けない。
提出場所 (1)に同じ
提出方法 (1)のメールアドレス宛にメールにて提出すること。
- ③ ②の質問に対する回答期限及び方法
回答期限 令和6年9月9日(月) 17時00分
回答方法 メールにて回答する。

4. その他

- (1) 虚偽の内容が記載されている企画書は、無効とする。
- (2) 応募に関する問い合わせは、上記3.(1)に同じ。